

# 友愛育成園「生活介護サービス」利用契約重要事項説明書

この重要事項説明書は、友愛育成園が提供する指定生活介護サービスについて、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例(以下、「熊本市の定める基準」)に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

## 1 サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 同胞友愛会
所在地	熊本市中央区壺川2丁目1番57号
電話番号	096-352-3095
代表者	理事長 本山 雅徳
設立年月日	昭和16年10月1日

## 2 ご利用施設

事業の種類	指定生活介護サービス事業 平成29年4月1日熊本市指定
事業所の名称 (事業所番号)	友愛育成園 (4310101110)
事業所の所在地	熊本市中央区壺川二丁目1番57号
連絡先	096-325-5736
管理者	坂本 政治
サービス管理責任者	水野 克幸
通常の事業の実施地域	熊本市
営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日、第2土曜日 午前9時30分から午後3時30分 まで(但し、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く) また、毎月第2、4土曜日を閉所します。(国民の休日を含む)
主たる対象者	知的障害者
定員	6名
開設年月日	平成23年4月1日

## 3 事業の目的・運営方針

目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな生活介護のサービスを提供します。

#### 4 サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

たてもの 建物	こうぞう 構造	てつきん 鉄筋 つくり 造 2 かいたて 階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	しきちめんせき 敷地面積	1866.28㎡ (母子生活支援施設と保育所との同一敷地)
	のべゆかめんせき 延べ床面積	488.24㎡

##### (2) 主な設備

せつび 設備の種類	へやかず 部屋数	びこう 備考
さぎょうしつ 作業室	1室	1階 就労継続支援B型
せいかつしえんしつ 生活支援室	1室	2階 生活介護事業
しょくどう 食堂	1室	
こういしつ 更衣室	2室	男性用1 女性用1
いむしつ 医務室	1室	
そうだんしつ 相談室	1室	
トイレ	4カ所	1階 男性用1、女性用1 2階 男性用1、女性用1

#### 5 サービスを提供する職員の配置状況

##### (1) 職員の員数

しよくしゆ 職種	いんずう 員数	じようきん 常勤		ひじようきん 非常勤		じようきんかんさん 常勤換算	びこう 備考
		せんじゆ 専従	けんむ 兼務	せんじゆ 専従	けんむ 兼務		
かんりしや 管理者	1		1				
かんりせきにんしや サービス管理責任者	1		1				
せいかつしえんいん 生活支援員	1	1				1.0	
かんごし 看護師	1			1		0.15	

当事業所では、熊本市の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。  
例えば、週20時間勤務する職員を常勤換算した場合は0.5となります。

##### (2) 各職種の勤務体制

しよくしゆ 職種	きんむたいせい 勤務体制
かんりしや 管理者	きんむじかんだい 勤務時間帯（8：30～17：30）
かんりせきにんしや サービス管理責任者	早勤 きんむじかんだい 勤務時間帯（8：00～17：00）
せいかつしえんいん 生活支援員	普通 きんむじかんだい 勤務時間帯（8：30～17：30）
	遅勤 きんむじかんだい 勤務時間帯（8：45～17：45）

## 6 サービスの内容

### (1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動の 機会の提供	創作的活動の機会を提供します。 ①折り紙 ②お菓子づくり ③園芸 ④健康維持、体力低下防止のための運動（散歩など） ⑤パソコンの操作 ⑥その他
生産活動の 機会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ①フルーツキャップ作業 ②その他の作業 〈工賃の支払〉 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
送迎支援	自主利用が出来ない場合、希望により送迎を行います。

### (2) 介護給付費等対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12：00～13：00	1食570円 ※但し低所得者の軽減措置が適用される方は、1食270円です。
創作的活動に係る材料費	創作的活動を行う上で必要となる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代	1枚10円

### 〈サービスの概要〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成

し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

## 7 利用料金

### (1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

### (2) 介護給付費等対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容（2）介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

### (3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の26日までに①の方法でお支払い下さい。やむを得ない場合は、②、③の方法でも支払うことができます。

#### ① 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：ほぼ全ての金融機関

#### ② 当事業所窓口での現金支払い

#### ③ 下記指定口座への振込み

銀行支店名、口座： 肥後銀行 京町支店 普通預金 220696

口座名： 社会福祉法人 同胞友愛会 理事長 本山 雅徳

## 8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者のために応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、10：00～15：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

## 9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、契約書で確認にしたかかりつけの医療機関に、速やかに

れんらくとう おこな  
連絡等を行います。

## 10 要望・意見等及び虐待防止に関する相談窓口

<p>とうじぎょうしょうけつげまどぐち 当事業所受付窓口</p>	<p>うけつげたんとうしや みずの かつゆき ・受付担当者 水野 克幸 いけんとうかいけつおよびぎやくたいぼうしせきにんしや さかもと まさはる ・意見等解決及び虐待防止責任者 坂本 政治 りょうじかん ・ご利用時間 9:00～17:00 でんわばんごう ・電話番号 096-325-5736 ふあつくす ・FAX 096-325-5755</p>
<p>とうほうじん だいさんしやいん 当法人の第三者委員</p>	<p>えぬびーおーほうじん しりつおうえんだん りじちやう ふくしま たかし NPO法人 自立応援団 理事長 福島 貴志 れんらくさき 千860-0950 くまもとしちゆうおうくすいぜんじ ちやうめ 熊本市中央区水前寺3丁目44-34 さんしゃいんわーくす ふうえんちやう おかざき せいこ 副園長 岡崎 誠子 れんらくさき 千862-8006 くまもとしきたく たつた ちやうめ 熊本市北区龍田1丁目13-54</p>
<p>うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会</p>	<p>めいしやう ・名称 熊本県社会福祉協議会 じゆうしよ ・住所 くまもとしちゆうおうく みなみせんだんばたまち 熊本市中央区南千反畑町3-7 でんわばんごう ・電話番号 096-324-5454 ふあつくす ・FAX 096-355-5440</p>
<p>しちやうそん しやう しや 市町村障がい者 ぎやくたいぼうし 虐待防止センター</p>	<p>めいしやう ・名称 くまもとししやうがいしやぎやくたいぼうし 熊本市障がい者虐待防止センター じゆうしよ ・住所 くまもとしちゆうおうくてとりほんちやう 熊本市中央区手取本町1番1号 でんわばんごう ・電話番号 096-326-9111</p>
<p>とどうふけんしやう しや 都道府県障がい者 けんりやうご 権利擁護センター</p>	<p>めいしやう ・名称 くまもとけんしやう けんりやうご くまもとけんけんこうふく 熊本県障がい者権利擁護センター（熊本県健康福 しぶこ しやうがいふくしきよくしやう しやしえんかない 祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課内） でんわばんごう ・電話番号 096-333-2244 ふあつくす ・FAX 096-383-1739 ・メール tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp</p>
<p>くまもとししやう ほけん 熊本市障がい保健 ふくしか 福祉課</p>	<p>くまもとしけんこうふくしきよく しやう しやしえんぶ しやう ほけんふくしか 熊本市健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 ・電話番号 096-328-2519 ふあつくす ・FAX 096-325-2358 ・メール shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp</p>

## 11 協力医療機関

<p>いりやうきかんめい 医療機関名</p>	<p>てらばるしんりやうじよ しよたくい 寺原診療所（嘱託医）</p>	<p>かわはらい ちやうか ないか 川原胃腸科内科</p>
<p>しよざいち 所在地</p>	<p>くまもとしちゆうおうくこせん ちやうめ ばん ごう 熊本市中央区壺川2丁目10番5号 ※当施設から車で1分です。</p>	<p>くまもとしちゆうおうくあらまち 熊本市中央区新町3-9-10 ※当施設から車で10分です。</p>
<p>でんわばんごう 電話番号</p>	<p>096-325-1716</p>	<p>096-352-0945</p>
<p>しんりやうかもく 診療科目</p>	<p>ないか 内科</p>	<p>い ちやうか ないか 胃腸科 内科</p>
<p>きやうりよくないやう 協力内容</p>	<p>りやうしやけんこうしんだん きんきゆう しやうびやう 利用者健康診断・緊急の傷病の</p>	<p>きんきゆう しやうびやう しよち 緊急の傷病の処置</p>

## 12 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと しょうぼうけいかく たいおう 別途定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと しょうぼうけいかく ねん かい ひなん ぼうさいくんれん りょうしや かつ ・別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方 も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどう かせいほうちき あり ゆうどうとう ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ガスもれほうちき 有 ひじょうつうほうそうち ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ひじょうようでんげん しょうかき ・非常用電源 有 ・消火器 有 カーテン等 ぼうえんせいのも の しょう ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしよ とどけでび へいせい ねん がつ 消防署への届出日：平成19年7月 ぼうかかんりしや いわさき あきと りんせつ 防火管理者：岩崎 晶人（隣接、はばたきホーム職員、法人合同） ぼうかかんりたんとうしや みずの かつゆき 防火管理担当者：水野 克幸
ほけんかにゆう 保険加入	じこ さいがい そな せんがいばいしやう ほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆう ほけんがいはやめい せんがいほけん にほんこうあ 加入保険会社名：損害保険 ジャパン日本興亜 かにゆう ほけんないよう しせつりょうしやしょうがい じこほしょうほけん 加入保険内容：施設利用者障害事故補償保険 しせつ そうげいしやしょうがい じこほしょうほけん ：施設送迎車障害事故補償保険

## 13 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りょう 設備・器具の利用	じぎょうしやない せつび きぐ ほんらい しょうほう りょう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。こ れに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことが あります。
きつえん 喫煙	ぜんかんきんえん しやてい ぼしよ きつえん かのう 全館禁煙です。所定の場所での喫煙は可能です。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん こべつ じゆんび りょうしや 貴重品は、個別にカギのかかるロッカーを準備しますので、利用者の 責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につき ましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
しゆうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 活動、営利活動	りょうしや しそう しんこう じゆう た りょうしや たい しゆうきょうかつどう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定生活介護のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

事業所名：友愛育成園

説明者職名：生活支援員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護のサービス提供開始に同意しました。

平成 年 月 日

利用者

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(※利用者ご本人が署名捺印できない場合)

立会人または代理人

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

続柄： \_\_\_\_\_